

## 体育施設開放事業の利用にあたっての遵守すべき事項

- (1) 初回利用日までに誓約書を学校体育施設開放運営委員会へ提出し、記載内容について遵守すること。
  - (2) 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせることに。
    - ◆体調がよくない場合。（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合。）
    - ◆同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
  - (3) 運動中以外は原則マスクを着用すること。
  - (4) こまめな手洗い、手指消毒を実施すること。
  - (5) 他の利用者等との距離（2m以上）の確保に努めること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）
  - (6) ミーティング等においても、3つの密（※1）を避けること。
  - (7) ボール等の用具については、原則利用団体の持ち込みとし、学校設備器具等については、触れる箇所を最低限にするなど工夫すること。
  - (8) 児童・生徒の安全を確保し、感染を予防するため、利用者が特に多く手を触れる箇所（ドアノブ・扉の取っ手・スイッチ・トイレの水洗レバー・モップの柄・使用した学校設備器具等）について必ず消毒を行うこと。
  - (9) 消毒液については、利用団体が持参すること。（※2）
  - (10) 当面の間、利用団体構成員のみの利用とし、県内チームとの練習試合等については、自己管理の徹底やその他の事項を遵守して使用すること。県外チームとの試合等については、実施しないこと。
  - (11) 利用団体の代表者は、利用者出欠名簿等を作成し、その日の参加者を把握すること。（※3）
- (※1) 3つの密とは、1. 換気の悪い密閉空間、2. 多数が集まる密集場所、3. 間近で会話や発声をする密接場面のこと。
- (※2) 消毒液については、市販のアルコール消毒液や次亜塩素酸ナトリウム液等をご利用ください。
- (※3) 利用者出欠名簿については、提出は不要ですが、団体員名簿に記載されている方のみならず、施設等に入場されるすべての方について把握してください。